

議案第 135 号

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 18 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所

得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「及び第7条」を「、第7条及び第8条の2」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

（子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額の算定）

第8条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に次条の保険税率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金課税額に係る保険税率）

第8条の3 第2条第5項の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の保険税率は、別表第4のとおりとする。

第20条第1項各号列記以外の部分中「別表第4」を「別表第5」に、「及び」を「、」に、「別表第5」を「別表第6」に、「並びに」を「、」に、「別表第6」を「別表第7」に改め、「17万円）」の次に「及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額から別表第8に定める額を減額して得た額」を加え、同条第2項中「別表第7及び別表第8」を「別表第9、別表第10及び別表第11」に、同条第3項中「課する所得割額及び被保険者均等割額」の次に「（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）」を加え、同項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保

除者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条第1項第4号中「が属する世帯の者」を削る。

附則第10項、第11項及び第13項から第20項までの規定中「第7条」の次に「、第8条の2」を加える。

別表第8を別表第10とし、別表第7を別表第9とし、別表第6を別表第7とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第8（第20条関係）

子ども・子育て支援納付金課税額減額表

区分		額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき980円
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき700円
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき280円

別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第8条の3関係）

子ども・子育て支援納付金課税額保険税率表

区分	保険税率
所得割額	100分の0.29
被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者1人につき1,400円

18歳以上被保険者均等割額	国民健康保険の18歳以上被保険者1人につき200円
---------------	---------------------------

別表第10の次に次の1表を加える。

別表第11（第20条関係）

子ども・子育て支援納付金課税額減額表

区分	額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額 未就学児1人につき210円
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額 未就学児1人につき350円
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額 未就学児1人につき560円
第20条第1項各号のいずれにも該当しない場合	被保険者均等割額 未就学児1人につき700円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のつくば市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布による地方税法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額について定めるとともに所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。



得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（基礎課税額に係る所得割額の算定）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法 \_\_\_\_\_第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条、第7条及び第8条の2において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に次条の保険税率を乗じて算定する。

2 （略）

第4条—第8条 （略）

（子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額の算定）

第8条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に次条の保険税率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金課税額に係る保険税率）

第8条の3 第2条第5項の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の保険税率は、別表第4のとおりとする。

第9条—第19条 （略）

（国民健康保険税の減額）

第20条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、\_\_\_\_\_同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、\_\_\_\_\_同

（基礎課税額に係る所得割額の算定）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条及び第7条 \_\_\_\_\_において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に次条の保険税率を乗じて算定する。

2 （略）

第4条—第8条 （略）

第9条—第19条 （略）

（国民健康保険税の減額）

第20条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同

条第4項本文の介護納付金課税額から別表第7に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額から別表第8に定める額を減額して得た額の合算額とする。

(1)一(3) (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。次項において同じ。）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、別表第9、別表第10及び別表第11に定める額を減額して得た額とする。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)一(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、

条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）

の合算額とする。

(1)一(3) (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。次項において同じ。）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、別表第7及び別表第8に定める額を減額して得た額とする。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額

は、

当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)一(6) (略)

その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第20条の2—第22条の3 (略)

(国民健康保険税の減免)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯の国民健康保険税の納税義務者のうち必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができる。ただし、第3号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後当分の間行うことができるものとする。

(1)一(3) (略)

(4) 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者

2—4 (略)

第24条 (略)

附 則

1—9 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得

第20条の2—第22条の3 (略)

(国民健康保険税の減免)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯の国民健康保険税の納税義務者のうち必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができる。ただし、第3号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後当分の間行うことができるものとする。

(1)一(3) (略)

(4) 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者

2—4 (略)

第24条 (略)

附 則

1—9 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得

等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条第2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

12 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条\_\_\_\_\_及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条第2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

12 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条\_\_\_\_\_及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。



事業所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施

事業所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条\_\_\_\_\_及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条\_\_\_\_\_及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施



る相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

別表第1—別表第3（略）

別表第4（第8条の3関係）

子ども・子育て支援納付金課税額保険税率表

区分	保険税率
所得割額	100分の0.29
被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者1人につき1,400円
18歳以上被保険者均等割額	国民健康保険の18歳以上被保険者1人につき200円

別表第5—別表第7（略）

別表第8（第20条関係）

子ども・子育て支援納付金課税額減額表

区分	額
第20条第1項第1被保険者均等割額 号に該当する場合	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき980円
第20条第1項第2被保険者均等割額 号に該当する場合	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき700円
第20条第1項第3被保険者均等割額 号に該当する場合	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき280円

別表第9・別表第10（略）

る相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

別表第1—別表第3（略）

別表第4—別表第6（略）

別表第7・別表第8（略）

別表第11 (第20条関係)

子ども・子育て支援納付金課税額減額表

区分	額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額 未就学児1人につき210円
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額 未就学児1人につき350円
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額 未就学児1人につき560円
第20条第1項各号のいずれにも該当しない場合	被保険者均等割額 未就学児1人につき700円

## 議案第 135 号

# つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 についての説明資料

つくば市保健部国民健康保険課

### ○ 制定・改廃の経緯及び内容

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和 8 年 4 月 1 日から施行される地方税法の一部が改正されるため、条例の一部改正を行うものである。

#### 【概要】

国民健康保険税は、現在 3 つの区分（医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）で課税しているが、令和 8 年 4 月 1 月から下記の区分を追加し、税率等を設定する。

- ・子ども・子育て支援納付金分（新設）  
所得割 0.29%  
均等割 1,400 円  
18 歳以上均等割 200 円

### ○ 他自治体の状況等

法改正に伴う他自治体の条例の一部改正は、3 月議会定例会を予定  
水戸市、ひたちなか市、つくばみらい市ほか

### ○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

### ○ 根拠法令及び関係法令等

- ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）  
第 5 条（令和 6 年 6 月 12 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行）
- ・地方税法第 703 条の 4 第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号、同条同項第 4 号、  
同条第 3 項第 1 号ロ、同条同項第 2 号ロ、同条第 10 項第 1 号、同条第 28 項  
から同条第 31 項、同条第 33 項から同条第 35 項及び同条第 37 項並びに同条  
第 38 項（令和 6 年 6 月 12 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行）

### ○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

- 子ども・子育て支援金制度に基づいた適切な課税を行うことができる。
- ・税率設定による影響見込額  
1 世帯当たり 調定額 190,667 円 (+4,506 円)  
1 人当たり 調定額 133,751 円 (+3,202 円)